

船橋市教育委員会会議 9月定例会会議録

1. 日 時 平成25年9月26日(木)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後5時00分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 篠 田 好 造
委員長職務代理者 山 本 雅 章
委 員 石 坂 展 代
委 員 中 原 美 恵

4. 出席職員 教育長職務代理者教育次長 松 田 重 人
管理部長 石 井 雅 雄
学校教育部長 藤 澤 一 博
生涯学習部長 瀬 上 きよ子
管理部参事兼教育総務課長 二 通 健 司
生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之
財務課長 廣 瀬 清 美
施設課長 小 川 良 平
指導課長 松 本 淳
保健体育課長 三 浦 勤 治
総合教育センター所長 鈴 木 正 伸
市立高等学校長 山 崎 成 夫
文化課長 武 藤 三 恵子
青少年課長 中 村 義 雄
生涯スポーツ課長 石 井 義 男
指導課主幹 大 村 尚

5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項
議案第26号 平成25年度船橋市教育功労表彰について
議案第27号 平成26年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の一部変更について

第3 臨時代理

報告第10号 平成24年度船橋市一般会計決算（教育費に関する事務に係る部分）について

報告第11号 職員の任免について

第4 報告事項

- (1) いじめ防止対策推進法について
- (2) 平成25年度船橋市小・中学校音楽発表会（第35回サマーコンサート）実施報告について
- (3) 平成25年度音楽コンクールの結果について
- (4) 第33回船橋市中学校英語発表会の結果について
- (5) 平成25年度船橋市中学校演劇部夏の発表会の結果について
- (6) 第49回船橋市中学校総合体育大会駅伝の部について
- (7) 除去土壌の保管について
- (8) 平成25年度第2回算数・数学チャレンジふなばしについて
- (9) 第36回船橋市いけばな展について
- (10) 第5回船橋市所蔵作品展について
- (11) 第51回船橋市美術展覧会「市展」について
- (12) 平成25年度学校プール開放事業の実施報告について
- (13) スポーツの祭典について
- (14) 2013船橋市民マラソン大会について
- (15) 船橋アリーナスポーツフェスティバルについて
- (16) その他

その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただ今から、教育委員会会議9月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

8月23日に開催いたしました教育委員会会議8月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

また、先ほど事務局から「平成26年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の一部変更について」の議案が追加議案として提出されました。本日の議事日程において、当該議案を議案第27号として追加したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第26号及び報告第11号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号に該当し、報告第10号につきましては、同規則第14条第1項第4号に該当いたしますので非公開としたいと思います。

本日は傍聴したい旨、3名より申し出がありましたが、非公開議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員に退席を願うほか、人事日程の都合により、議事日程の順序を変更する必要がありますので、同規則第9条の規定により、報告第10号を報告事項(16)の後に、議案第26号を報告第10号の後に繰り下げて審議し、報告第11号を議案第27号の前に繰り上げて審議したいと思います。

なお、傍聴人は報告第11号の審議後、入場させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議事に入ります。

報告第11号について、教育総務課、報告願います。

報告第11号「職員の任免について」は、教育総務課長から報告された。

【委員長】

それでは、続きまして、議案第27号の審議に移ります。関係職員及び傍聴人を入場させてください。

(関係職員及び傍聴人入場)

【委員長】

それでは、傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております「傍聴人の遵守事項」について、よく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

なお、本日は議案第27号が追加議案として提出されております。また、非公開案件については、議事日程の順序を変更し、報告第10号は、報告事項（16）の後に、議案第26号は報告第10号の後に繰り下げて審議する予定であり、報告第11号については、議決事項の前に繰り上げて審議いたしましたので、ご了承ください。

それでは、議案第27号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、議案第27号「船橋市立船橋高等学校入学者選抜要項の一部変更について」をご説明いたします。

追加議案の1ページをご覧ください。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に「市立高等学校及び市立特別支援学校の生徒の募集並びに入学者選抜の大綱を決めること」。また、船橋市立船橋高等学校管理規則第24条には、「第1学年生徒の募集及び入学者の選抜の方法については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する」とあり、平成26年度の入学者選抜要項を教育委員会会議6月定例会で議決いただいたところがございます。

本議案につきましては、本年度から高等学校が新教育課程になったこと、中学校から高等学校へ送付する調査書の様式が変更になったことから、平成26年度の入学者選抜要項の一部を変更する必要が生じました。

要項の2点について変更したくご審議、お願い申し上げます。

まず第一に、体育科適性検査Ⅱで実施する種目の変更でございます。資料16ページをご覧ください。

1、変更点の（1）検査の内容でございます。前期選抜、体育科の適性検査Ⅱでは、受検者が希望する1種目を選び、検査を受けることになっております。

2、新旧対照表をご覧ください。要項に種目としてラグビーが入っております。平成26年度の選抜要項の適性検査Ⅱから、ラグビーを削除することをお願いしたいと思います。

入学者選抜要項上は、資料の6ページをご覧ください。

③体育科適性検査のⅡの表記になり、ラグビーを削除することになります。

この理由といたしましては、市立高等学校の新教育課程では、金曜日6限にスポーツ総合演習という科目を設定しております。この科目は、受検時に適性検査Ⅱで選択した

種目に関連した講座を受けるようになっております。また、この講座の指導は体育の授業でございますので、体育の免許を持った体育科教員が専門的に行うことが原則でございます。

しかし、本年度、体育科にはラグビー専門の体育科教諭がおりません。スポーツ総合演習の講座の中でラグビーについては、体育科の学科長がラグビー部の顧問と連携をとりまして授業を行っているところでございます。

受検時にラグビーを選択した生徒は、適性検査種目にラグビーがあることで、体育科の授業の中でも、ラグビーを専門的に学習できることを期待して入学しております。

しかしながら、来年度以降、ラグビーの講座を維持していくことが困難であり、生徒に十分な教育を施すことが難しくなっていくことが予想されます。

つまり、受検生に対して、入学後に十分なラグビーに関する専門的な学習を保証できず、適性検査に残すことで、生徒が希望していることができないという可能性があります。したがって、体育科の適性検査Ⅱの選択種目からラグビーを削除することをご審議お願いしたいと思います。

なお、ラグビー部につきましては、顧問として2名が指導しておりますので、今後も従来どおり活動を続けてまいります。

また、受検生の中で、体育科の適性検査でラグビーを希望する生徒は、適性検査Ⅱのその他（基礎的運動等）の種目で受検することになります。

2番目の変更点でございますが、選抜方法の表記についての変更でございます。

資料の16ページをご覧ください。

1、変更点（2）選抜方法でございます。

新旧対照表の下段、7、選抜方法、（2）②のウでございます。ウの下線部分の表記の変更となります。入学者選抜要項上は12ページをご覧ください。

ウ、調査書中の教科の学習の評定と特記事項になります。これにつきましては、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項が8月下旬に正式に発表になり、昨年度と調査書の様式が変わりました。そのために、県の様式に準じるための変更でございます。

調査書につきましては、お手元に参考資料として配らせていただいているかと思いますが、下段に特記事項として、新しく加わったものでございます。その部分は、英語検定ですとか、漢字検定ですとか、そういう特記事項をきちっと記載するというので、そこに設けられたものでございますので、そういう文言について整理していきたいということでございます。

具体的には、「必修教科の評定・選択教科の評定」としていたところを、「教科の学習の評定」といたします。また、「部活動等の記録」としていた欄を、「部活動の記録」と「特記事項」に分けてございます。取得資格の記入漏れを防ぐということでございます。

以上が変更点でございます。

先ほど申し上げましたが、変更の理由は8月下旬に千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項の発表がありました。その中で調査書の様式の変更がございました。それにつきましては、全県同一のものを使用することから、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項中の文言と整合性を図るために変更をお願いするものでございます。

以上、2点の変更でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【中原委員】

今、ご説明いただいた中で、ラグビーで受けようと思っている生徒がいた場合は、J、その他で受けることによって受検は可能であるのかということ、ラグビー部は存続しているので、ラグビー部で活躍することはできるということは伺ったんですけれども、新教育課程に対応するということでは、教員構成上、ラグビー専門の体育科免許を持つ教員を確保できないということが背景としてはあるということに理解してよろしいですか。

【指導課長】

ご指摘のとおりでございます。体育科の対象となる授業は体育の授業でございますので、免許はどうしても体育の免許が必要でございます。それで、ラグビー専門の教員の確保は難しいということでございます。

【中原委員】

6月の時点で検討しているものが、このタイミングで出てきて変更した場合、不利益を被る可能性はないのかということが心配なんですけれども、その点について、変更したことによって出る影響と、それからそれに対する対処等を伺いたいです。

【指導課長】

教育委員会会議6月定例会の議事内容、市立船橋高等学校入学者要項についてはホームページにアップしてございますが、実際に生徒の希望につきましては、これから出てきますので、現時点で変更していれば大丈夫だというふうに思っております。

具体的に、10月18日に市立船橋高等学校のホームページに内容をアップしていきますので、そこで受検者が見て、志願するので大丈夫だろうと思っています。

あと対応ですが、遺漏のないように対応していかなければいけないと思っております。

て、16市町村に要項を配布しております。それにつきましては、文書で訂正をしまして、各学校に通知していただくようお願いをすることとしております。

8月に市立船橋高等学校で学校説明会を開いたのですが、その時には、体育科でラグビーを受験したいというような相談はなかったと聞いております。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

【石坂委員】

6月の教育委員会会議に議決して、今回、そのラグビーを取るということなんですけれども、一般的に考えますと、来年度からはラグビーを取りますとか、そういった形が丁寧じゃないかと思うんですけれども。影響がないとは言い切れないと思うんですね。実際、説明会に受検者全員がいらっしゃっているかどうかはわからないですし、ちょっと心配ではあるんですけれども、どうでしょうか。

【指導課長】

ごもっともなのですが、入学の検査については実施はできるんです。一番問題に感じているところは、ラグビーを希望している生徒は、新教育課程の中ではスポーツ総合演習という科目がございまして、その中で、ラグビーについての専門的なことですか、体力づくり、科学的な面も含めて総合的に学習をするという講座を設けるんです。

しかし、その講座が、ラグビー専門で体育科免許を持った教員がいないために、なかなか難しいという判断なのです。

つまり、入ってきた生徒にきちっと学びを保証し、学ばせる。それから、入ってくる生徒も、自分はラグビーで入るんだから、ラグビーを勉強できると思って入ってくる生徒ですので、そのところは、やっぱりきちっと対応しなければいけないということです。

市立船橋高等学校の体育科というのは、非常に勉強もしっかりしていますし、レベルも高いので、その部分で生徒に負担をかけてはいけません。ちょっと違うんじゃないかなという意識を持たれるのは、やっぱり高校としてまずいことだということで、ここできちっとやらなければいけないですし、今後、それを維持していくのは難しいという状況でございますので、本当に遅くなってしまったのですが、ここで削除していただきたいということです。

また、普通科、商業科を受検する場合は、自己表現をラグビーで受検することもできますので、そういう意味で、ここできちっとしておいたほうが良いという判断でございます。

【委員長】

他に何かございますか。

【山本委員長職務代理】

ラグビーを専門にしている体育免許を持っている先生がいないという話はわかったんですけども、例えば、体罰の問題で急に顧問がいなくなったりする問題が他校で起きていますが、学校の都合でまた入学者選抜要項を変更する可能性はあるのでしょうか。

【指導課長】

部活動につきましては、免許は必要ございません。

【山本委員長職務代理】

恐らく体育の先生が体育の授業をやられているということが、ほとんどじゃないですか。

【指導課長】

現在、ラグビーの授業を行っているのは学科長です。体操専門の先生が行っているのですが、ご心配の向きは体育科の免許を持った教員が専門が変わってしまったら、検査の内容も変わってしまうのかというようなご趣旨かと思うのですが、人事の関係もございしますが、この種目でこれからいきたいと思っております。人力的な問題で非常に厳しいので、仮に少なくなることはあるかもわかりませんが、これ以上増やすことはなく、固定していきたいという考え方でございます。

【山本委員長職務代理】

減る可能性はあるわけですね。そうすると変更も避けられないのではないのでしょうか。

【指導課長】

絶対ありませんということとは言えないのですが、人数的に今の定数で、今回はきちっと対応できますので、人事異動につきましても、要望をしまいたいと考えております。

【委員長】

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

ラグビーの件に関してはわかりました。

あと、資料16ページでは「教科の学習の評定」というところに下線が引いてありますが、調査書のほうには「教科の学習の記録」と書いてあります。こちらは大丈夫なのでしょうか。

【指導課長】

その点につきましては、県の実施要項に、この文言で表記してございます。県と違う文言が入っておりますと、混乱を招くといけませんので、船橋の要項を県に合わせるということでございます。

【石坂委員】

整合性をとるということはよろしいと思うんですけども、調査書には「記録」と書いてあるので、県に確認をお願いしてもよろしいですか。

【指導課長】

この変更につきましては、この実施要項が出た段階で文言が変わっておりましたので、こちらで確認いたしまして、今年はこの文言で実施要項中に載せるということでございます。

【委員長】

よろしいですね。

私のほうから。8月に学校説明会が行われて、16市町村に一旦決まったものが流れていると思うので、一般にはオープンにはなっていないんでしょうけれども、このところを混乱がないように対処、処置をきちんとしていただきたいというふうに思います。

他に何かありますでしょうか。

【中原委員】

素朴な疑問なのですが、今、調査書を見比べていたら、旧のほうに、学籍簿記録という欄があるのですが、ここは通常、どんなことを記載していたのでしょうか。

【指導課長】

旧のほうの学籍記録というのは、学籍で特に必要となるもの。通常ありませんが、例えば、外国から帰ってきたとか、特別な状況が入ることになるかと思います。

【中原委員】

では新のほうは全部、特記事項の中に入ると理解すればいいんですかね。

【指導課長】

その特記事項というのは、基本的には、資格取得について記載してもらいたいという趣旨でございます。特別に、記録に残したいというようなことにつきましては、その特記事項に書けるということですね。特別に説明ができるということになるかと思えます。

すみません、訂正をさせていただきます。

先ほどの訂正箇所、ウに「教科の学習の評定」と書いていましたが、こちらは「教科の学習の記録」でございます。

【委員長】

評定じゃなくて学習の記録ね。

【指導課長】

新のウのところ、調査書中に教科の学習の評定と書いてございますが、評定のところが記録でございます。大変申し訳ございません。

【委員長】

このウの調査書中の教科の学習の記録ということですね。

よろしいですか。

それでは、特にほかにはありませんでしょうか。

この議案とは少し違うんですけども、この間、議会に呼ばれまして、市議会の議事録を見ていただければわかるんですけども、いろいろな要望も出ていますので、その辺も踏まえて入学者については検討していただければと思います。

市立船橋高校と、市立という名前がついているので、できるだけ市内の生徒さんをお受けいただければということが議員さんの中にも出ていましたので、その辺も認めていただければと思います。

それでは、議案第27号「平成26年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の一部変更について」を採決いたします。

先ほどの評定から記録に変更がございました。それも踏まえて、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第27号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）から報告事項（5）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

それでは、定例会資料の1ページをご覧ください。いじめ防止対策推進法についてでございます。

6月の国会で成立したいじめ防止対策推進法が9月28日に施行となります。

この法律は、いじめへの防止対策を効果的に進めることを目的とした、はじめての法律でございます。この法律では、資料の1、定義に示してございますが、いじめを、「児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義してございます。仲間外れや、今非常に問題になっているインターネットへの悪質な書き込みを含めて、いじめは行ってはならないと明確に禁止しております。

2、いじめの防止基本方針の策定についてでございますが、各学校に対しまして、学校いじめ防止基本方針の策定を義務づけております。

これにつきましては、策定の手引を指導課で作成いたしまして、配布しました。学校の総合的、かつ効果のないじめ防止等に向けた対策の推進を支援しているところでございます。

また、これにつきましては、国は義務、地方公共団体は努力義務ということになっております。施行日が28日でございますので、国のほうで間もなく示されるのではないかというふうに思っています。

本市の場合におきましては、いじめ防止に関する基本方針については、既に船橋の教育に位置づけているところでございますが、国からの方針が出されますので、その動向を踏まえながら、今後、内容を整理して、各学校に示す予定でございます。

続きまして、サマーコンサートの報告でございます。資料の3ページでございます。

7月に開催されましたサマーコンサートについて、日程はご覧のとおりでございます。例年、この時期、夏休みのはじめに開催しております。今年で第35回目ということで。

新しい学年になりまして、子どもたちは学校の中だけで練習を積んできた効果を、はじめて他の学校や保護者の皆さんに聞いてもらう機会となっております。夏休み中は、非常に多くのコンクールが開催されますが、このサマーコンサートにつきましては発表会でございます。賞はないということでございます。大きな舞台で演奏して、第三者に聞いてもらう最初の機会であるわけでございます。非常に子どもたちは緊張しまして、日頃の練習のように演奏できないという部分もあるかと思いますが、非常にいい経験となり、子どもたちが大きく成長できる場であるというふうに考えております。

生徒の感想の一つですが、本番を終えて、講師の先生からのアドバイスを聞き、もっ

といい演奏を目指したいと、そういう気持ちが湧いてきたという感想を寄せてくれたということでございますので、この演奏会を催す意義は大変大きいというふうに考えております。

続きまして、音楽コンクールについてご報告をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

平成25年度の音楽コンクールの結果について、ご報告いたします。

今年度も市内の多くの学校が出場いたしまして、大変大きな成果を上げております。ここでは、県の代表になった結果につきましてご報告申し上げます。

1番目に記載してございますが、ギターのコンクールでございます。船橋市はギター部がある学校は八木が谷中学校、前原中学校の2校ございますが、非常にレベルが高く、毎年良い結果をおさめております。両校とも合奏の部、重奏の部で関東大会に参加することになりました。

東京本選は9月29日に重奏の部、10月6日に合奏の部門となります。

2番目は、NHK全国学校音楽コンクールでございます。千葉県代表として薬円台南小学校が9月8日に関東甲信越大会に出場いたしました。結果は奨励賞でございました。小学校の合唱の部におきましては、本市の学校が3年連続、県の代表に入るという結果でございまして、非常に本市の合唱のレベルは高いというふうに認識をしております。

また、葛飾中学校は、9月21日に新潟県で関東合唱コンクールに参加いたしまして、金賞を受賞いたしました。

吹奏楽コンクールにつきましては、部門によって全国大会に進める部門ですとか、東日本大会までですとか、いろいろな大会がございます。ここに記載しているBとか、Aと記載しておりますが、A部門は全国大会までありますということです。B部門は、東日本大会が最終コンクールということになります。

9月15日に、高根東小学校が東関東大会に出場いたしました。金賞を受賞しております。同小学校は、2年連続の県代表ということでございます。

それから、9月8日に行われました東関東大会では、市立船橋高等学校が金賞を受賞いたしましたが、残念ながら全国大会への出場は逃してしまいました。

4番目のところ、マーチングコンテストの結果でございますが、法田中学校と市立船橋高等学校がいずれも金賞・教育長賞ということで、これは非常にすばらしい結果で、今後、全国大会へ進んでもらいたいというふうに期待をしているところでございます。

最後ですが、毎年行われているTBSの子ども音楽コンクールの地区大会が夏休みから9月について行われておりますが、その中で優秀賞を受賞した団体がございまして、その学校は部門ごとに東日本優秀演奏会に進出をしております。小学校が4部門で6校、中学校が4部門で7校、次の東日本優秀演奏会に進むことになっております。これは最終的には12月に開催をされまして、全国大会へと進めればよいなと思っているところ

でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。中学校の英語発表会、いわゆるスピーチコンテストでございます。8月27日（火）、葛飾公民館において、第33回船橋市中学校英語発表会が開催されました。市内27中学校の代表者124名が暗唱の部、スピーチの部、それから模範演技では帰国生徒の部。これは希望者に分かれて参加し、日頃の練習成果を発表いたしました。

審査委員長から、日常の英語の成果を発表するような機会を得ることは、まさにチャンス、チャレンジ、感動であるという講評をいただきまして、英語教育の中でグローバルな生徒を育成することを目指しておりますので、英語教育、国際理解教育の振興に寄与していこうというふうに考えております。

各学年の暗唱の部及びスピーチの部の優勝者につきましては、船橋市の代表といたしまして、10月16日（水）に開催される千葉県中学校英語発表会に出場いたします。これも、最終的には、全国の中学校英語弁論大会、高円宮杯へつながっておりますので、この長い歴史の中で2名のみ、全国に行ったということがありまして、なかなか難しいことなのですが、頑張ってもらいたいなというふうに思っています。

こちらは、参加者一人一人に審査員から審査コメントをもらいまして、こういうふうに頑張ったらどうでしょうか、ここがよかったです、というようなことを子どもたちに投げかけているところでございます。

続きまして、資料9ページをご覧ください。平成25年度船橋市中学校演劇部夏の発表会の結果でございます。第27回船橋市中学校演劇部夏の発表会が8月2日、3日に船橋市民文化ホールで開催されました。

船橋中学校、葛飾中学校、前原中学校の3校が優秀校に選ばれました。今年度は二和公民館で8月8日、9日に千葉市、船橋市の中学校演劇部優秀校発表会に参加いたしました。船橋中学校につきましては、山口で8月19日、20日に開催されました第13回全国中学校総合文化祭（山口大会）に千葉県代表として参加いたしました。

全国大会に参加しまして、発表会での交流が非常によかったということを伺っています。山口県の生徒には、参加生徒のためにおもてなしをしていただきまして、生徒同士が本当に主体的に交流して、非常にいい時間を共有できたということで、子どもたちも非常に感動して帰ってきたというようなことでございます。

船橋中学校、大変上手なのですが、生徒に聞いたところ、上には上がいると感じている生徒もおりまして、他の学校も大変すばらしかったということでございます。

指導課からは以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

みんなよく頑張っているなというふうに聞かせていただきましたが、最後に指導課長の言葉の中にもありましたけれども、本当に質の高い、教育実践と子どもたちの活動が集まってくると、お互いにとってもいい刺激になりますし、それは子ども一人一人に自己啓発的な経験を保証することになっていくので、さらに成長していくというか、質を高めていくというところにつながっていくと思うんですね。

やっぱり教育の中で、子どもたちが築き、成長への動機づけを高めていくということは、すごく大事なことだと思うので、そういう意味で、結果がどうということだけではないところで、きちっと指導していってくださっているんだろうなと思うんですけども、そういうことを大事にしながらやっていってもらえたらいいなと思っています。

いじめについては、具体的にどう基本方針を策定して進めていくのかというあたりが、これから本当に問われていくと思うので、そのあたりしっかりやっていくことが大事かなと思って伺いました。

【委員長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【山本委員長職務代理】

中原先生の感想とちょっと違うんですけども、いじめ防止対策推進法、これは政府が現場の先生に対して、大変な思いをさせるんじゃないかなという感じがします。といいますのは、いじめの定義が、「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」。いじめられたものの主観的な捉え方で、いじめになってしまうという。こういう定義をすると、お前いじめたじゃないかといって、言われたほうがまたいじめの対象になって、連鎖になってしまう可能性もあるし、それから、先生、いじめですと言われたら、先生はそれなりに、こういうふうに対処しないといけないということで、本当に現場をただ混乱におとしめているんじゃないかなと、何かきれいごとばかり言っているような感じがしてならないという感想を、この法律には思っています。

【委員長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【石坂委員】

このいじめの基本方針の策定ということで、これは各学校でつくるのでしょうか。

【指導課長】

これは、各学校でいじめの基本方針を策定するということですが、学校で基本的な方針というものはあるんです。説明会のときには、この法律について各学校に話をさせていただいたのですが、各学校に今あるものをきちっとまとめて、どういうふうに対応していくかというのを組織的に対応できるように、再度まとめていただきたいと。今あるものを確認をしながら、まとめていただくことが一番大切だろうというようなことでお話をさせていただいています。

その中で、この法律にのっとなって、見方、観点としては、こういう事項もありますよということで、手引をつくらせていただきまして、それを配布して、各学校でつくっていただくということにさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、まず国が基本方針を出してくるべきことなのですが、施行日が28日になっていますので、それまでには何らかの形で出るかと思っております。市のほうは、それを見て、船橋の教育のほうに載っているものを整理して各学校に示すという段取りにさせていただきます。その上でまた、学校も検討していただければというふうを考えております。

【山本委員長職務代理】

ですので、いじめ判定会議みたいな感じのものをしないと、歯止めがきかなくなるんじゃないかという気がするんですけども。

ただ、この法律の定義でやってしまうと、本当に学校の先生方、いじめが蔓延しちゃうことにもなりかねないので、やっぱりある程度客観的に判断ができないと、なかなか対処というのは難しいんじゃないかなというふうな感想を持ちます。

【委員長】

他に何かございますでしょうか。

【中原委員】

山本委員が指摘されている、このいじめの定義も広すぎる感じというか、苦痛を感じたと訴えたら、全部がいじめになっていくところについての懸念というのは、やっぱり学校現場は、本当に苦労しているところではないかと思っています。

そういう意味では、子どもが幸せに過ごせる学校というのを、今までの方法では守れなかったということがあるわけですから、根本的に、今の定義の問題も含めて考えることが必要だということになるだろうと思います。つまり、いじめられたと感じたら、その苦痛を取り去るとか、そういうことを起こらないようにする、感じることを起こさないようにすることが対策だというような感覚では全くずれているし、そのところを

超えた本質的な対応をしていく。

学校に来たら、本当に子どもたちが楽しめ、自分を成長させていくような時間を生かしていけるような、そういうことが、本来どうするとできるのかということだと思うので、そういう視点からやっていくことになるんだろうなと思います。

【委員長】

山本委員、いかがでしょうか。

【山本委員長職務代理】

昨日、千葉県教育委員会の教育委員研修会というのがあって、そのときキャリア教育という分科会に出させてもらったんですけども、なぜ教育が必要かという、高校とか、大学の離職率が非常に高いと。それはなぜかという、自分に向いていた職業じゃなかったとか、自分の思っていたことと全然違うことがあったので離職率が高いというアンケート結果があったというのが示されたんですけども、そのときに県の教育委員の方が、これは当たり前なこと、大体職業なんていうのは、自分で合っているかどうかなんて判断するのではなくて、それはもう我慢するものだから、そういうことを教えなければいけないんだというお話があったんですけども、いじめもやっぱりそういう面から生徒児童に教えないといけないなという考えを、私は持っています。

【委員長】

他にはありませんか。

この間、いじめ相談のカードが出てきました。

この間もちょっと申し上げましたけれども、いじめだと感じる人がいる。でも、あれはいじめだと言って、いじめをされている側が、逆に被害者になるという、山本先生が先ほどおっしゃったような場合があると思うんですけども、そういう場合に、子どもたちが不安に感じたとき、時間の制限がなく、すぐ対応できるようなカード。例えば、金曜日、電話が受け付ける時間を過ぎてしまったら、折り返し電話させてもらうとか。土曜日、日曜日はお休みなのかもしれませんけれども、月曜日には連絡しますという留守番電話のメッセージを入れておくとか。あるいは、いじめのことで電話が入ったら、土曜日、日曜日でもちょっと対応をしてあげるような方策とか、こうやって規定、定義だとか、規則だとか、措置だとか、紙に書くことはできるんですけども、実際にどう行うか。生徒が実際に、そういう問題が起こったとき、どれだけ素早く、我々大人が対処してあげるか。あるいは、対処できなくても、その生徒の気持ちを聞いてあげるか。それをなるべく早く対応をしてあげるシステムをつくるのが一番大事だと思うんですよ。

これは、商売でいうとクレーム処理と同じで、それこそクレームの対応は早ければ早

いほうがやっぱり効果があるわけで、そういう体制を、ぜひこの間のいじめカード、生徒さんに配るということもありましたし、ただ配っただけじゃなくて、それこそ月に一遍、このカードをみんなが持っているかという確認をして、何かあったらすぐ電話しなさいと。すぐ対応には、返答できないかもしれないけれども、必ず君たちの言っていることを聞いて、誰かが君たちに寄り添ってくれるからというシステムがあれば、子どもたちは救われると思うんです。

本当に不幸な事故につながることなく対処できると思うので、いじめの対策推進法だとかありますけれども、実際の現場で、やれることをきちんとやっていくことが大事だと思いますので、その辺のところを強く申し上げておきたいというふうに。

他にはいかがでしょうか。

【山本委員長職務代理】

今のはいじめられた人に対する対策ですが、政府はいじめに負けない強い子をつくらう推進法とか、こういうのをやっぱり少し宣言してほしいなというふうに思います。

【委員長】

ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【石坂委員】

昨日、教育委員の研修会があって、学校とか、教育行政だけでは絶対にだめで、いじめは学校だけであるわけではないですし、大人の社会になってもあるわけで、常にあるということを頭に入れて、もっと家庭にも展開していかなきゃいけないと思うんですね。

例えば、学校でいじめ防止対策の策定案をつくったとしたら、それを家庭まで届けるとか、どんな機会でもいいんですけれども、常に声を掛け合うとか、見守り合うとか。ですから、紙だけのものにしないで、家庭、そして地域にまで広げていったほうがいんじゃないかなと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかには、ないですか。

山本委員がおっしゃいましたけれども、ちょっとやそっとのいじめには負けないような子どもをつくるということも、やっぱり教育現場では大事なことだと思います。

それこそ、辛いことはみんな誰しもあると思うんですけれども、それにも負けない強い精神力を持った子どもをつくるということも必要なんじゃないかなと思います。

それでは、ほかになければ、続きまして、報告事項（6）及び報告事項（7）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

第49回船橋市中学校総合体育大会（駅伝の部）についてご説明いたします。資料の11ページをご覧ください。

この大会は、今年7月20日から行われました市の中学校総合体育大会（駅伝の部）として行われる大会でございます。日時は10月12日（土）、雨天の場合には、翌13日（日）に予定してございます。8時40分から開会式を行い、女子の部の出発が9時20分、男子の部がその後、10時30分に出発いたします。

続きまして、15ページをお願いいたします。会場及びコースは、船橋市運動公園陸上競技場及び公園内ロードコースで行います。男子が6区間、18.6キロメートル、女子が5区間、11.9キロメートルで競技が行われます。

大会実施要項はお手元にあると思いますので、どうぞ応援のほど、よろしく願いいたします。

また、男子は第4位まで、女子は第5位までが市の代表として、県の大会に出場できます。県大会は、11月3日（日）に県立柏の葉公園総合競技場で行われます。なお、昨年度の県大会では、男子は高根中学校が5位、行田中学校が7位に入賞しております。

駅伝大会のことについては、以上でございます。

続きまして、除去土壌埋設保管についてご説明いたします。資料の31ページをご覧ください。

東日本大震災以来、各学校では、側溝や雨樋下などから集積しました除去土壌を土嚢袋に入れてブルーシートで覆い、仮置き場に一時保管しております。今年度、この仮置き場に保管してあります除去土壌について、市の方針に従いまして、各学校の敷地内に埋設保管いたします。他校のものや他地域から持ち込んだものではございません。

具体的には、環境省の除去土壌の保管にかかわるガイドラインに基づき、専門業者、船橋市清美公社への委託により、9月13日より埋設保管業務に取り組んでおります。

埋設場所につきましては、基本的には、現在ある仮置き場付近とし、児童生徒ができるだけ立ち入らない場所としております。埋設工事終了後は、放射線量を5カ所で測定し、安全を確認いたします。また、保護者には、埋設保管に関して、教育委員会及び学校から通知文によって埋設場所、工事期間、埋設方法、放射線量の測定などについて周知しております。さらに、埋設場所に隣接している住民の方々には、教育委員会より直接説明いたします。

保管場所の放射線量の監視につきましては、現在実施しております毎月の測定に含めまして、市のホームページに公表いたします。

なお、峰台小、八栄小、塚田小、中野木小、前原中学校の5校についてですが、学校敷地内に遺跡や貝塚等がある可能性があり、発掘調査及び協議が必要となりました。担当課であります教育委員会文化課と連絡をとりながら、工事日程を決定し、埋設工事に

取りかかる予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

中学校総体の駅伝ですけれども、第49回ということで、50年近く本当に素晴らしいものだと思います。

それから、放射性物質除去土嚢の埋設の件なんですけど、こちらについては、いろいろ心配があります。

まず、日程表によりますと、小栗原小、葛飾小、葉田台南小、坪井小、習志野台第一小までは、もう終わっているということになってはいますが、夏休みもありましたので、近隣や保護者の方にお知らせというのは、9月になってからだったんですかね。早々にこの埋設が行われたということで、何か問い合わせ等、今のところどうでしょうか。

【保健体育課長】

今、ご意見いただいたとおり、埋設につきましては、住民の方々の心配が多く、また通知状で周知はしているのですが、「学校外から持ち込んだ土なのか」「地下水に漏れる危険はないか」「子どもたちが近寄らないところにあるのか」などのような問い合わせが直接保健体育課に来ております。

このことにつきましては、「安全に埋設しますので、大丈夫である」ということ、「遮水シート等で土嚢を包めば、地下水に漏れることがない」と環境省の結果にも出ておりますので、そのように説明をさせてもらっているところでございます。

そうはいつても放射線のこと、心配事がありますので、丁寧に説明をして、住民の方には理解をいただくようにしております。

以上でございます。

【石坂委員】

では、今のところ、ご理解いただいているということでよろしいですか。

【保健体育課長】

すぐに、了承を得ているところもございますし、二、三やりとりしながら、直接お話をさせていただいて、ご理解いただいているところもございます。

【委員長】

石坂委員、いかがでしょうか。

【石坂委員】

先日、たまたま西船橋のほうに行きまして、葛飾小学校を見に行っただけですね。日曜日でしたので、もちろん先生方もいらっしゃらないので、学校をちょっと一回りしましたが、結局、どこに土嚢があったかわからなかったんです。

これによりますと、目印を立てて、埋設箇所四隅に杭等を打つということになっているので、どこかにはあるのかなと思ったんですけども、いろいろとやっぱり心配事があると思うんですね。これまで、どれぐらい量が出ていたかわからないですし、これからも出るわけですから。

実際、この作業は見に行かれましたか。

【保健体育課長】

私自身、これから行く予定で、係のものは実際に工事現場に行って確認してまいりました。

それから、今お話の中にございましたように、9月13日予定の小栗原小学校と葛飾小学校の校庭が、少し掘ると水が出るということで、埋める場所がないという検査結果が出ておりましたので、高瀬に移設という形で除去した土嚢を移設させていただきました。説明が足りなくて申し訳ありませんでした。

以上でございます。

【委員長】

ほかに何かありますでしょうか。

【山本委員長職務代理】

この放射性物質のことなのですが、これが船橋でも随分、汚染度が違うと思うんです。ホットスポットとか言われたところも幾つかあったんですけども、学校でも汚染度と違いますか、測定結果が違うと思うんですけども、全部同じようにやるということなのではないでしょうか。

【保健体育課長】

埋設の方法につきましては、ガイドラインに沿った形で専門業者に委託しながら、方法としては同じように行います。ただ、汚染度が地域によって違いますので、埋設する場所が広がったり、狭まったりするということはございます。

【委員長】

ほかには、よろしいですか。

この放射能の土嚢の埋設については、幾ら懇切丁寧に説明しても納得しない方もいらっしゃると思います。そういう環境省の基準に基づいて、適正に処理されていると思いますので、大変でしょうけれども、丁寧に説明をしてあげて、それでも納得しない方はいらっしゃるかもしれませんが、納得していただければなと思います。

あと、放射能のことですので、安全性も大事に考えてもらって、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

【保健体育課長】

丁寧に住民に説明して、対処していきたいと思います。ありがとうございました。

【委員長】

よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、報告事項（８）について、総合教育センター、報告願ひます。

【総合教育センター所長】

夏休みに実施いたしました「平成25年度第2回算数・数学チャレンジふなばしについて」、ご報告いたします。資料は、37ページから40ページでございます。

本事業は、算数・数学が大好きな子どもをたくさん育て、考える力や表現する力を伸ばすことを目的に、本年度第2回を開催いたしました。

5月上旬に校長研修会で趣旨説明と参加のお願いをし、各学校へ募集要項を配付したところ、今年度は全小・中学校から応募があり、学校代表として小学6年生195名、中学3年生102名が、8月3日（土）に総合教育センターを会場として実施した、「ファーストチャレンジ」の筆答審査に臨みました。

当日は、審査員として市内小・中学校の算数・数学を専門とする校長、教頭、教諭による10名の実施委員が採点を行い、「ファイナルチャレンジ」として実施する筆答審査と、発表力審査に進出する児童生徒58名を選出しました。8月24日（土）に実施した「ファイナルチャレンジ」では、まず全員が筆答審査に臨み、審査員の採点の結果、小学生の部15名、中学生の部11名が、その問題の解き方について、審査員が一堂に会した会場で、電子黒板を使って発表力を競いました。

このプレゼンテーションの内容についても、厳正なる審査を行い、筆答審査とあわせて各賞を決定いたしました。

なお、発表力審査に進めなかった児童生徒の皆さんは、モニター室にてプレゼンテーションの様子を視聴し、解き方を理解してから帰宅してもらいました。

審査結果につきましては、資料のとおりでございます。

報告は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

全小学校、中学校から応募があったということで、とてもいいことだと思います。

今までは、全小学校、中学校とかではなかったんですよ。

【総合教育センター所長】

第1回目ということで、児童生徒のみなさんへの周知が不十分だったため、全校からの参加はございませんでした。

【委員長】

せっかく全校から応募があったわけですから、来年もそのつもりで、やっていただければと思います。

それでは、続きまして、報告事項（9）から報告事項（11）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

文化課からは、芸術文化の秋ということで、これから開催される展覧会3件についてご報告いたします。

資料は、41ページ。まず、第36回船橋市いけばな展について。これは教育委員会と市の華道連盟の共同で開催する公募展です。10月1日から6日まで市民ギャラリーで開催いたします。前期・後期に分かれ、218名の方が出品いたします。一昨年から設けた学生コーナーでは、中学生を中心に小学生、高校生の出品を予定しています。

また、今回も各流派の先生方のご協力によりまして、土曜日と日曜日はいけばな体験教室を開き、気軽に日本の伝統文化に親しんでいただこうと企画しております。

続いて、43ページ。第5回船橋市所蔵作品展についてです。

こちら市民ギャラリーにおきまして、いけばな展の翌週、10月8日から13日まで開催いたします。こちらは市民ギャラリーの指定管理者である文化・スポーツ公社と教育委員会の共同開催になります。

これまで所蔵作品展は、絵画を中心に工芸作品等を公開してまいりましたが、今回は、書—歴史上の人物—と題しまして、歴史的な文学者ですとか、政治家の作品20点を展示いたします。

続いて、45ページ。こちらは、第51回船橋市美術展覧会「市展」についてです。

昭和38年から教育委員会と市の美術連盟が共同で開催しています。市民参加の美術展として、本市の芸術文化の振興を推進してきた歴史ある展覧会です。こちら市民ギャラリーにおいて、11月6日から19日までの期間、前期・後期に分けて、洋画・彫塑・日本画・工芸・書道の5部門の作品を展示いたします。公募作品のうち、すぐれたものには、美術連盟賞・市長賞・市議会議長賞・教育長賞を授与し、11月17日には授賞式を予定しております。

文化課は、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、続きまして、報告事項（12）から報告事項（15）について、生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

報告事項（12）、資料でいくと47ページになります。

今年の夏、プール開放を行いました。そちらの実施報告になります。今年につきましては、24校の学校に応援いただきまして、それぞれ前期・中期・後期と分けまして、7月29日から8月16日の間、それぞれ5日間ずつ、24校の実績を述べさせていただきました。

48ページに、その集計表が出ております。昨年度までは、全校にお願いしてきたんですけども、警備上の関係がございまして、今年から資格を持った会社に頼まなくてはいけないということで24校ということになります。

主な事故、けが等は特にございません。

それから、報告事項（13）、49ページになります。スポーツの祭典、今年は10月6日予定しております。今年はスポーツ健康都市宣言30周年ということになりまして、スポーツと健康推進する会と、スポーツ推進委員協議会が主催する実行委員会方式で、チラシの中に今年30周年というPRをお願いするということで、祭典の上に冠をつけさせております。

なお、例年体育館も使っておりましたが、今年10月以降、耐震改修ということで、体育館は使えません。陸上、野球場、テニス、自由広場とウォークラリーを兼ねて行うという予定で、チラシ配りや広報のほうで、この案内を周知していきたいと思っております。

それから、報告事項（14）、51ページになります。今年も市民マラソン大会が11月9日でございます。これについて要項を定めておりますが、これの表表紙につきましても、健康都市宣言ということで冠をつけさせて、今年30周年ですよということで、皆さんに周知を図りたいということでございます。

こちらにつきましても、広報課のホームページ等で10月1日から募集をかけてやっていきたいというふうに思っています。昨年の応募については、803名の参加がありました。

それから、報告事項(15)、53ページになります。総合体育館で、毎年スポーツフェスティバルを行っています。こちらのほうにつきましても、30周年ということで、冠をつけさせて、また、公社が20周年になるということで、あわせてPRを兼ねたいということで、ホームページ等に載せながら、またはチラシ等配布しながら、大きくPRしていきたいというふうに思っております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

感想ですが、文化事業に関しても、スポーツ事業に関しても、本当に長い歴史の中で、着実にいい形に変わっていて、また何十周年というのを迎えているところが、船橋市民の力があるということの証だなというふうに思いますし、やっぱりそういう力を発揮できるというか、これもまた自己啓発的な経験としての大事な機会かなというふうに思いますので、秋が楽しみです。

【委員長】

ほかには、何か。

いろいろなイベント等ありますけれども、けがのないように、事故のないように、ひとつ安全面だけは十分注意していただければと思います。

それでは、続きまして、報告事項(16)「その他」で何か報告したい事項などある方がいらっしゃいましたら、ここで報告をお願いいたします。

【石坂委員】

先ほどもちょっとお話しましたが、昨日、平成25年度第1回教育委員研修会というのが千葉県総合教育センターでありまして、篠田委員長と山本委員長職務代理者と私で出席してまいりました。

先ほども少し申し上げましたが、午後の第3分科会で、いじめや不登校に対する取り組みや対応についてということで、そちらの分科会に、私は出席してまいりました。

まず、県からいじめとか不登校になってしまった方の人数の報告を聞きまして、平成24年4月1日から9月12日まで、千葉県で1万5,420件ということで、これは

千葉県内の公立小学校、中学校、高校、特別支援学校も含めた数字なんですけれども、数字を見ますと、大変多いという印象です。

カウントの仕方が自治体によって違うといいますが、どんな些細なことでもいじめと本人が感じれば1件とするか、これぐらいなら大丈夫じゃないかといって、それをカウントしないとかということで、数字としては、本当はもっとたくさんあるのかもしれないんじゃないかと思います。

不登校の児童数というのも、30日以上休んだ不登校児童ということで、7,700人ぐらいいらっしゃいますね。例えば、1週間とか、10日とか休まれている方も結構いらっしゃると思うので、本当にたくさん子どもたちが病んでいるのかなというのが実感です。

今回、市川市と松戸市がいじめについての実践発表ということでありました。

まず、松戸市なんですけれども、未然防止ですとか、早期発見が重要だということで、船橋と非常に似ているなど思いましたけれども、もう少し、丁寧にといいますか、深いところまでやっていこうという感じがありまして、Q-Uというものをご存じですか。Questionnaire-Utilitiesというアンケート方式の質問票を個人にさせて、そして個人がクラスの中でどういう状態であるかとか、総合的に見て、このクラスはどのようなクラスになっているかとか、そういったことをアンケートから洗い出すというか、それで学校の中でどう接していくかとかというのを、学校の先生方で検討して考えていくということで、こういうアンケートに基づいて、きちんと見ていくというのをやってらっしゃいました。

これは、業者に頼んで集計されるそうなので、実際には費用がかかります。費用についての詳細はわかりませんが、年に2回ぐらい行ってらっしゃるので、結構かかるんじゃないかと思います。

もう一つ、市川市は、いじめ問題をテーマにした人権講座を行ってらっしゃって、そこに一般市民の方に参加していただいて、その講座を受けた方が、小学校・中学校に向いていって、実際に小学校・中学生と交流をするということでした。これはまたすごくいいことだなと思ったんですけれども、学校の中に、やっぱりそういう先生以外の地域の人が入るということで、子どもたちが褒められるにしても、怒られるにしても、先生から一方的に、悪い意味でいえば怒られるときに一方的に言われがちなことも、地域の人たちが何かしら、また少し違った観点から入るということで、子どもたちがすごくいい環境にあるということで、こちらもすごく頑張っていってらっしゃるなという感想を持ちました。

先ほどの話がありましたけれども、やっぱりいじめは絶対にしてはいけないことだということを、みんなで常に確認し合う。とにかくみんなで守っていこうということが、大事ではないかと感じた次第です。

以上です。

【委員長】

山本委員、どうぞ。

【山本委員長職務代理】

私も、昨日出席してきました。全体会は、パネルディスカッションで、きずなづくりと活力のあるコミュニティーの形成—社会が人を育む、人が社会をつくる好循環というテーマで、3人の教育長がパネラーとして発表をされました。

非常に違和感を覚えたのは、テーマのきずなづくりと活力のあるコミュニティーの形成。絆というのは、東日本のときには、本当に強く感じたんですけども、何かとすぐ絆づくりと安売りがされて、こういう感覚的な言葉も、つながりと活力のあるコミュニティーの形成とか、そういうほうが題としても、地に足がついているのかなという感じがいたしました。

それから、ここで言っても仕様がなないんだけど、舞台に日の丸も飾っていないんですね。大体、学校や何かでも校歌を歌うように言っているのに、日の丸一つあげていないので、登壇する方も、何に頭下げていいかわからないですし、千葉県のそういう教育委員会の姿勢は、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうな感覚を持ちました。

全体会では、県の教育長の金本先生が、学校が地域の中で、核として働いて、子どもたちが成長していく。それをまた家族が子どもの成長する姿を見て喜んで、地域に発信して、地域全体でしっかり子どもを育てるようにするのがいいというようなお話で、全くそのとおりだなというふうに思いました。

それからあと、先ほども言ったのですが、私は、キャリア教育という分科会に、篠田委員長と一緒に出てきました。キャリア教育って言っているんですけども、キャリア教育って何だろなって改めて考えたのですが、私も何で今の職業についているかということ子どもに話したいと言って、校長先生に頼んで話させてもらったことがあるんですけども、キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実践していくことを促す教育のことですというんだそうで、私がキャリア教育だなんて思って話していたのは、余りキャリア教育じゃないのかなというふうにも思いました。

それからあと、先ほども言ったのですが、新しく千葉県教育委員になられた方なんですけれども、77歳で17年前に小学校の校長先生を退職された方で、そのときにキャリア教育がなぜ求められる背景にあるかということで、職業を辞職した理由として、仕事が向いていないというのが71%、職場の人間関係がだめというのが21%。その他は進路選択に関する高校生の気付きというのは、学力が足りないかもしれないとか、自分に合っているものがわからないとか、やりたいことが見つからない、わからないと

いう。結局、自分に自信が持てないということが原因になっているんだということで、キャリア教育がされるということらしいんですけども、これはもう一言で言えば、日本が豊かで、生徒は甘えている結果そのものだというふうな言い方をされていたんですけども、本当に一理あるんじゃないかなというふうに思います。

本当のキャリア教育というのは、やっぱり学校の中で教える教科の中で、これはこういう実生活に役立つとか、そういうことを教えてあげるのが本当のキャリア教育じゃないかというお話をしていました。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

私から一点。9月21日（土）中央公民館のほうで、船橋市特別支援教育振興財団の教育講演会がございました。講師は、大正大学の玉井邦夫教授ということで、お話を伺いました。

私と、それから長谷川市議会議長と日色委員長もいらっしゃっていました。その中で、やっぱり教師と保護者が一つのチームとなって、連携をとってやっていく力が一番大事なんだという話をされていました。

以上でございます。

それでは、先ほど非公開と決しました議案等の審議に入りますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

【委員長】

それでは、臨時代理の報告に入りたいと思います。

報告第10号について、はじめに財務課、報告願います。

報告第10号「平成24年度船橋市一般会計決算（教育に関する事務に係る部分）について」は、財務課長から報告された。

【委員長】

続きまして、議案第26号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席をお願いいたします。

(関係職員以外退席)

【委員長】

それでは、議案第26号について、教育総務課、説明願います。

議案第26号「平成25年度船橋市教育功労表彰について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

それでは、再度職員を入場させてください。

(職員入場)

【委員長】

それでは、本日本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

ここで、ご報告がございます。

平成17年10月1日から二期にわたり、教育委員会委員として務めてこられました中原委員が、任期満了により9月30日をもって退任されることとなります。

この9月定例会が、中原委員が出席される最後の定例会となりますので、中原委員にご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【中原委員】

8年間、長いようで、あっという間に過ぎたなど改めて思いますが、本当に私にとっても、この8年間で船橋市の教育行政、学校の中でどんなふうにも子どもが育っていくのかとか、それから市民の方が、どう生き生きと生涯学習の場を活用されているのかというようなことを見せていただいて、地域のことを改めて知り、それから地域を支えている皆さんと出会い、豊かな8年間で過ごさせていただいたというふうに思っておりますので、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

過ぎてしまうと、本当に8年あっという間で、もっとしっかりといろいろな現場の声を聞いたり、それを会議の場で反映させたりしていければよかったなど、改めて思うところですが、本当にそこに役割を果たしている人たちのモラルというんでしょうか、志とか、士気とか、何を目指しているかという目標ですとか、それがやっぱり現場の動きの質を高めていくことになりまして、みんながそうしたものでつながりながら、自分の力を精一杯生かしていくことが、本当に船橋の明日をつくることになりまして、船橋を引っ張る大きな力になっていくなと。教育委員会の仕事をしてみて、またその思いを強くしております。

そういう意味では、これからも皆さんにご活躍いただきたいですし、ここにいらっしゃる皆さんには、職員の方のモラルとか、それから目標とか、勤労意欲とか、そうい

ったものを、本当に高めていくような役割を果たしていただけたらうれしいなと思っております。

先ほど、いじめのテーマのところでもいろいろ議論がありましたけれども、私は、暴力や攻撃、脅しのようなものは嗜癖性があると思っています。する側が、どんどんそれにはまってしまって、そういうものに飲み込まれていく自分から、なかなか自分を立て直せない。そのことがいじめの問題や虐待の問題や体罰のところでも、大きく効いてきているんじゃないかと思うので、むしろそうした嗜癖性にはまり込まないような、私たち一人一人の精神の健全性みたいなものを保ちながら、成長に向けた生き生きとした場として、確かなものにしていくかというところが、教育では本当に大きいなと思っています。

それは、教育委員会の仕事をしていくときも、大きな一つの柱として目指して行ってほしいところだと思います。

みんなが健全性の中での自己成長を大切にしていこうという姿勢を持って関わって、臨んでいけたらいいと思っています。

そんなことをいろいろ学ばせていただいたり、皆さんから刺激を受けながら、私も研究者として、これからもしっかり考えていながらやりたいというふうに思います。

また、市役所でお会いすることもあると思いますが、船橋市のために、これからも力を尽くしていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

8年間、本当にどうもありがとうございました。（拍手）

【委員長】

ありがとうございました。

中原委員におかれましては、本当に長い間、お疲れさまでございました。

なお、私の委員長としての任期と、山本委員の職務代理者としての任期も9月30日をもって満了となりますので、ご挨拶をさせていただきます。

思い起こせば、私がちょうど丸7年ですが、中原委員と村瀬委員のおかげで、私のようなものでもやってこれたなと思って、本当につくづく感謝しております。

中原委員におかれましては、本当にいろんな場面で教えていただきましたし、助けられましたし、感謝しております。

私は、教育の場とは余り無関係な立場で商売というか、お店の主人としての立場で出席させていただいたんですけども、本当に勉強になりました。

また、委員長としてもこれで2回目の委員長を仰せつかりまして、先ほどサマーコンサートで、いわゆる生徒さんたちが、ああいう大きな市民ホールという舞台を使って演奏をすることによって成長していると。私も、教育委員会と教育委員長という立場を経験させていただくことによって、本当にいろいろ勉強になりました。教育されたのは、

私のほうじゃないかなと思っております。

まだ任期としては、私のほうは1年ありますけれども、この2回目の委員長を、多分30日までに無事に務めさせていただけると思うんですけれども、気を抜かないようにして、皆さんにご迷惑かけないように頑張りたいと思います。どうも、本当にありがとうございました。（拍手）

それでは、山本委員、ご挨拶をよろしく願いいたします。

【山本委員長職務代理】

私も、篠田委員長の職務代理として、篠田委員が少し体調を崩されたりなんかして、そういうときには、なかなか十分なフォローはできなかつたんですけれども、1年間、委員長の見習いとして、篠田委員長の司会ぶりを勉強させていただきました。これを生かしていければいいなと思います。

それから、中原委員には、本当に、今年度は我々にとっても、教育委員会も当然そうなんですけれども、激震の年で、市長はかわる、教育長はかわる、それから我々教育委員の中の理論的なバックボーンであった中原委員までかわるということで、本当にこれからどうしようというような感覚を持っております。

ただ、中原委員が最後に言われたとおり、僕らも1年なり、2年なり、3年なりの任期がありますので、少しでも中原委員に追いつけるように頑張っていきたいなと思っております。

1年間、委員長職務代理としては、これで終わりですので、ありがとうございました。（拍手）

【委員長】

それでは、これもちまして、教育委員会会議9月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後5時00分閉会